

健康づくり審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、健康づくり審議会運営規程第3条第2項に基づき、健康づくり審議会及び部会並びに小委員会（以下「審議会等」という。）が行う会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、審議会等の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催は、事前にインターネット等により公表するものとする。公表後に変更が生じた場合も同様とする。

2 公表する内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(会議非公開の決定)

第4条 健康づくり審議会運営規程第3条第1項ただし書きによる会議の非公開については、会議において決するものとする。

(傍聴人の定員等)

第5条 傍聴人の定員は10人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、会長及び部会長並びに委員長（以下「会長等」という。）は別に定員を決めることができる。

(傍聴の申出等)

第6条 傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の受け付けは先着順で行い、定員になり次第受け付けを終了する。

3 傍聴人は事務局職員の指示に従い、会議室に入室すること。

(傍聴証の着用)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式第2号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴証の通用期限)

第8条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

(傍聴席)

第9条 傍聴席は、会長等がこれを指定する。

(傍聴できない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入室することができない。

- (1) 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメット類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（第11条第4号ただし書の規定により、審議会の許可を得た者を除く。）
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 会長等は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局職員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
 - 3 会長等は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。
 - 4 児童及び乳幼児は会議を傍聴することができない。ただし、同伴者が会長等の許可を得た場合はこの限りでない。

（傍聴人が守るべき事項）

第11条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議室において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、写真撮影等許可願（様式第3号）により申し出、会長等が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 会議室において、携帯電話、無線機等を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、会議の支障となる行為をしないこと。

（会議の秩序の維持）

第12条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、会長等又は事務局職員の指示に従わなければならない。

- 2 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長等は、退室を命じることができる。

（傍聴人の退室）

第13条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退室しなければならない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき
- (2) 前条第2項の規定により退室を命じられたとき

- 2 前条第2項の規定により退室を命じられた者は、当日再び傍聴することはできない。

（報道関係者の取扱い）

第14条 報道関係者は、第5条から第7条までの規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

- 2 第9条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 22 日から施行する。

(様式第 2 号)

NO .
傍 聴 証
(会 議 名)
平成 年 月 日

